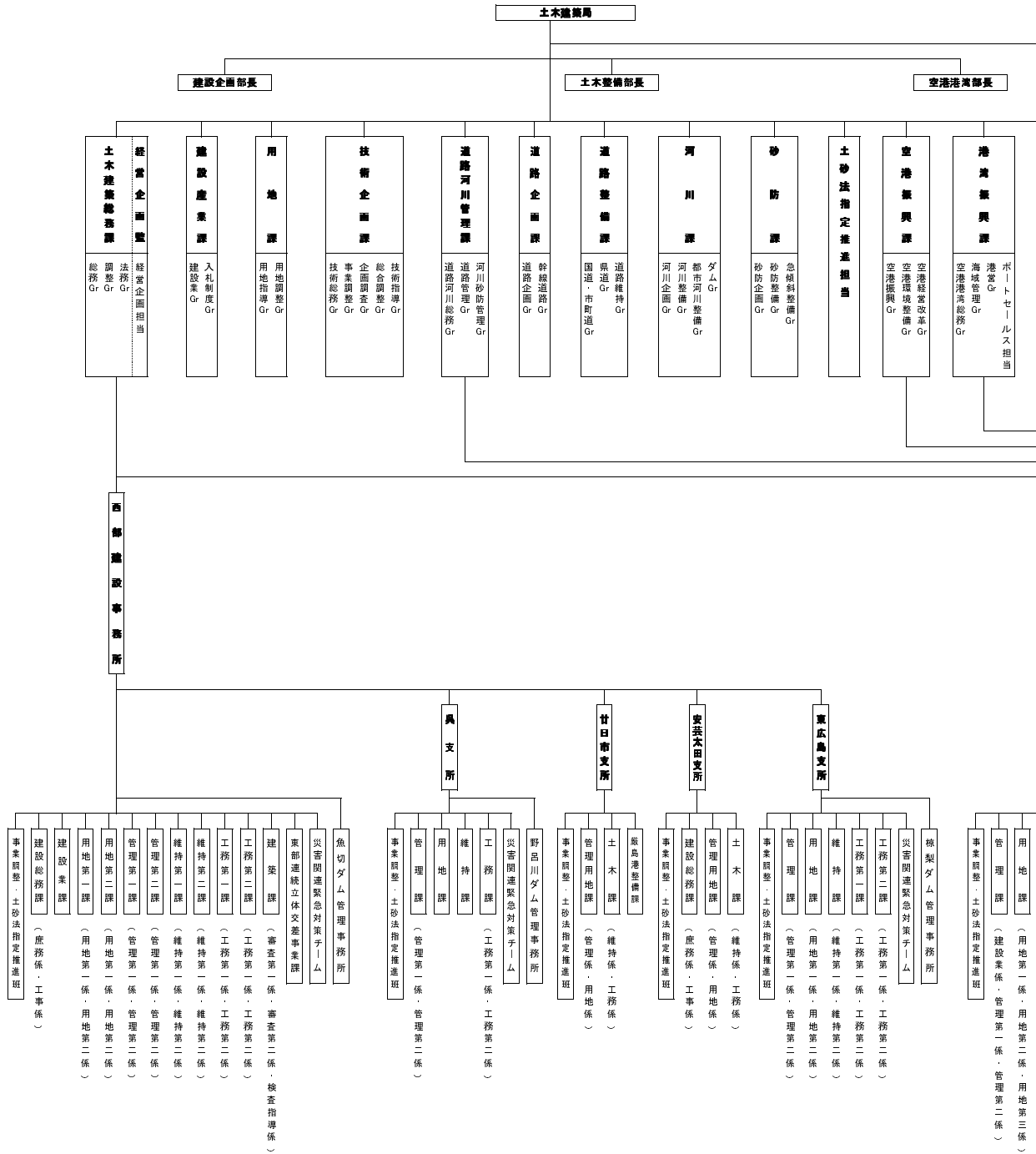


3 土木建築局行政組織

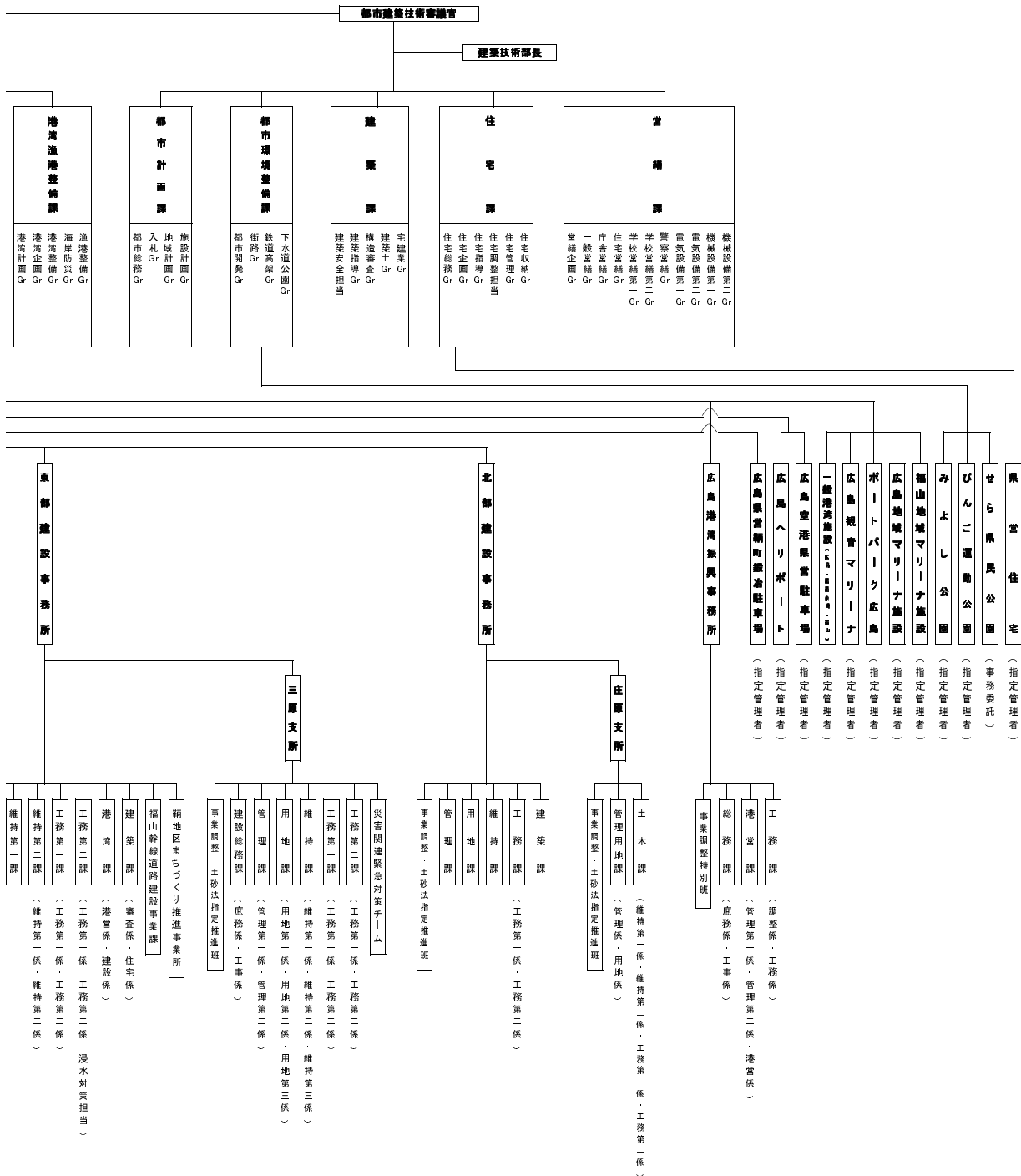
(1) 組織図

令和元年度土木建築局



及び関係地方機関組織図

平成31年4月1日現在



(2) 職員現員表

(平成31年4月1日現在)

所 属 名	事務	技 術				再任用 職員 (7/8タイム)	再任用 職員 (3/4勤務)	合計	派遣	職員 総数	派 遣 の 内 訳		
		土木	建築	その他	小計								
本 庁	土木建築総務課・経営企画監	27	5	2		7		34	49	83	市 町 等 派 遣	福島県	1
	建設産業課	11				0		11		11		広島市	1
	用地課	9		1		1		10		10		呉市	1
	技術企画課	5	20			20		25		25		竹原市	1
	道路河川管理課	20				0		20		20		三原市	1
	道路企画課	0	8			8		8		8		福山市	1
	道路整備課	0	16			16		16		16		三次市	1
	河川課	1	17			17		19	1	19		大竹市	1
	砂防課	1	11			11		12		12		廿日市市	2
	土砂法指定推進担当		7			7		7		7		安芸高田市	1
	空港振興課	12	1			1		13		13		江田島市	1
	港湾振興課	22	1			1	1	24		24		熊野町	1
	港湾漁港整備課	0	18			18		18		18		坂町	1
	都市計画課	9	8	4		12		22	1	22		計	14
	都市環境整備課	1	13	5		18		19		19	土地開発公社	3	
	建築課	4		15	2	17		22	1	22	道路公社	6	
	住宅課	9		20		20	1	31	1	31	広島高速道路公社	19	
	営繕課			34	24	58		59	1	59	住宅供給公社	1	
	計	131	125	81	26	232	2	370	5	419	日本下水道事業団	1	
	地 方 機 関	西部建設事務所	58	68	12		80	1	9	148	148	公 社 等 派 遣	榺港湾管理センター
呉支所		17	33			33	1	2	53	53	広島県土木協会		3
廿日市支所		15	26			26		1	42	42	計		35
安芸太田支所		20	25			25			45	45	合 計		49
東広島支所		21	51			51	3	2	77	77			
東部建設事務所		39	64	7		71	1	1	112	112			
三原支所		35	54			54		1	90	90			
北部建設事務所		14	27	7		34		3	51	51			
庄原支所		13	27			27		3	43	43			
広島港湾振興事務所		24	18			18		2	44	44			
計	256	393	26	0	419	6	24	705	0	705			
合 計	387	518	107	26	651	8	29	1,075	49	1,124			

(3) 地方機関等の位置等

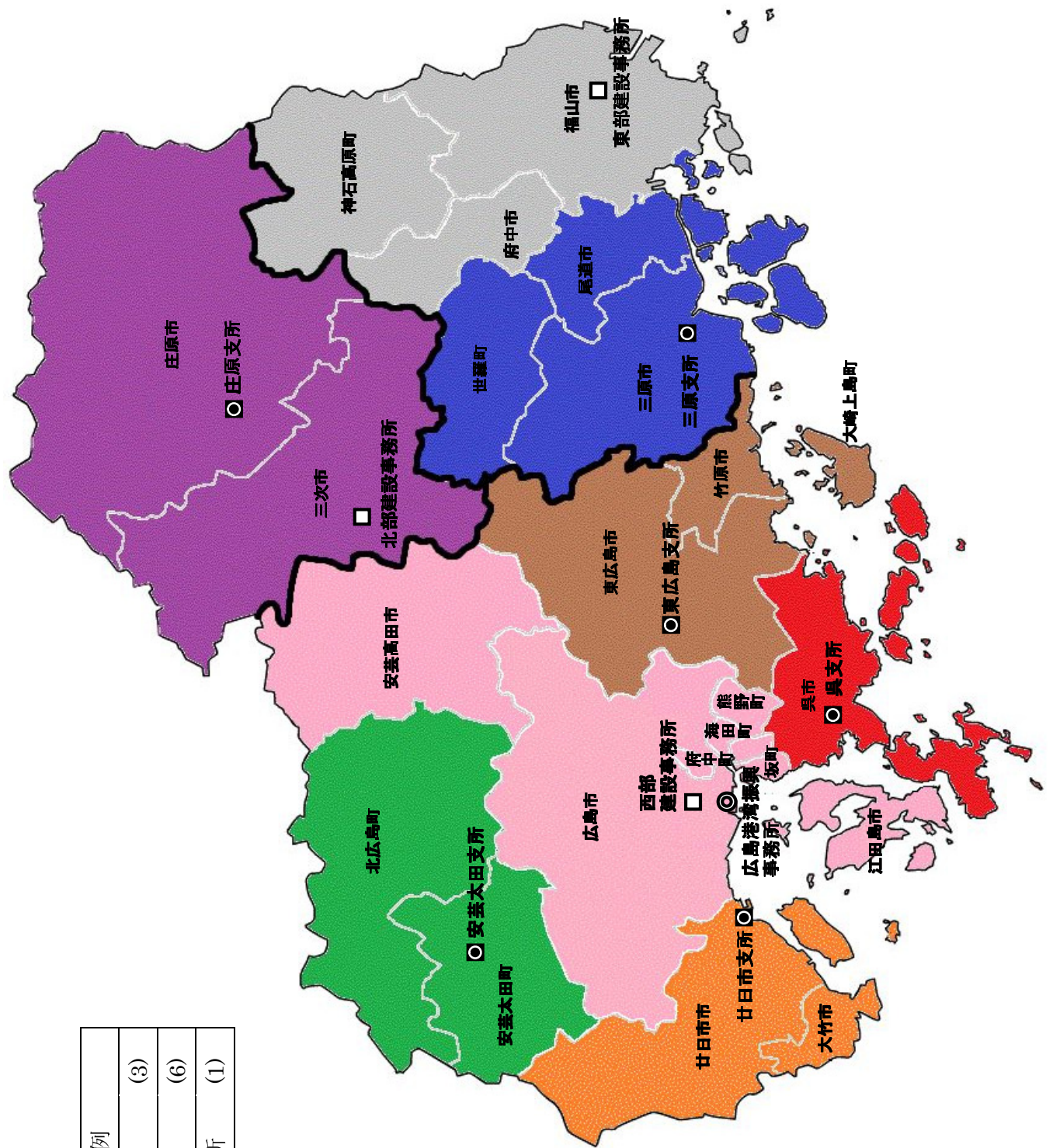
(行政機関)

名 称	位 置 番 号 電 話 番 号	所 管 区 域	
		土 木 に 関 する 事 務	建 築 に 関 する 事 務
広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町 16-12 (082) 250-8151 (建設総務課)	広島市, 安芸高田市, 江田 島市, 安芸郡 〔建設業・宅建業に関する 事務については, 大竹市, 廿日市市及び山県郡を含 む〕	広島市, 呉市, 竹原市, 大 竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安 芸郡, 山県郡, 豊田郡
広島県西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目3-25 (0823) 22-5400	呉市	
広島県西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町11-1 (0829) 32-1141	大竹市, 廿日市市 〔建設業・宅建業に関する 事務を除く〕	
広島県西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計 3087 (0826) 22-0541	山県郡 〔建設業・宅建業に関する 事務を除く〕	
広島県西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13-10 (082) 422-6911	東広島市, 竹原市, 豊田郡	
広島県東部建設事務所	福山市三吉町一丁目1-1 (084) 921-1311	福山市, 府中市, 神石郡 〔建設業・宅建業に関する 事務については, 三原市, 尾道市及び世羅郡を含む〕	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡
広島県東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目4-1 (0848) 64-2322	三原市, 尾道市, 世羅郡 〔建設業・宅建業に関する 事務を除く〕	
広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目6-1 (0824) 63-5181	三次市 〔建設業・宅建業に関する 事務については, 庄原市 を含む〕	三次市, 庄原市
広島県北部建設事務所庄原支所	庄原市東本町一丁目4-1 (0824) 72-2015	庄原市 〔建設業・宅建業に関する 事務を除く〕	
広島県広島港湾振興事務所	広島市南区宇品海岸 二丁目23-53 (082) 251-7117	広島港, 小用港, 鹿川港, 中田港, 三高港, 草津漁港, 五 日市漁港及び広島市似島海岸 (地先海面を含む)	




(4) 管内要図

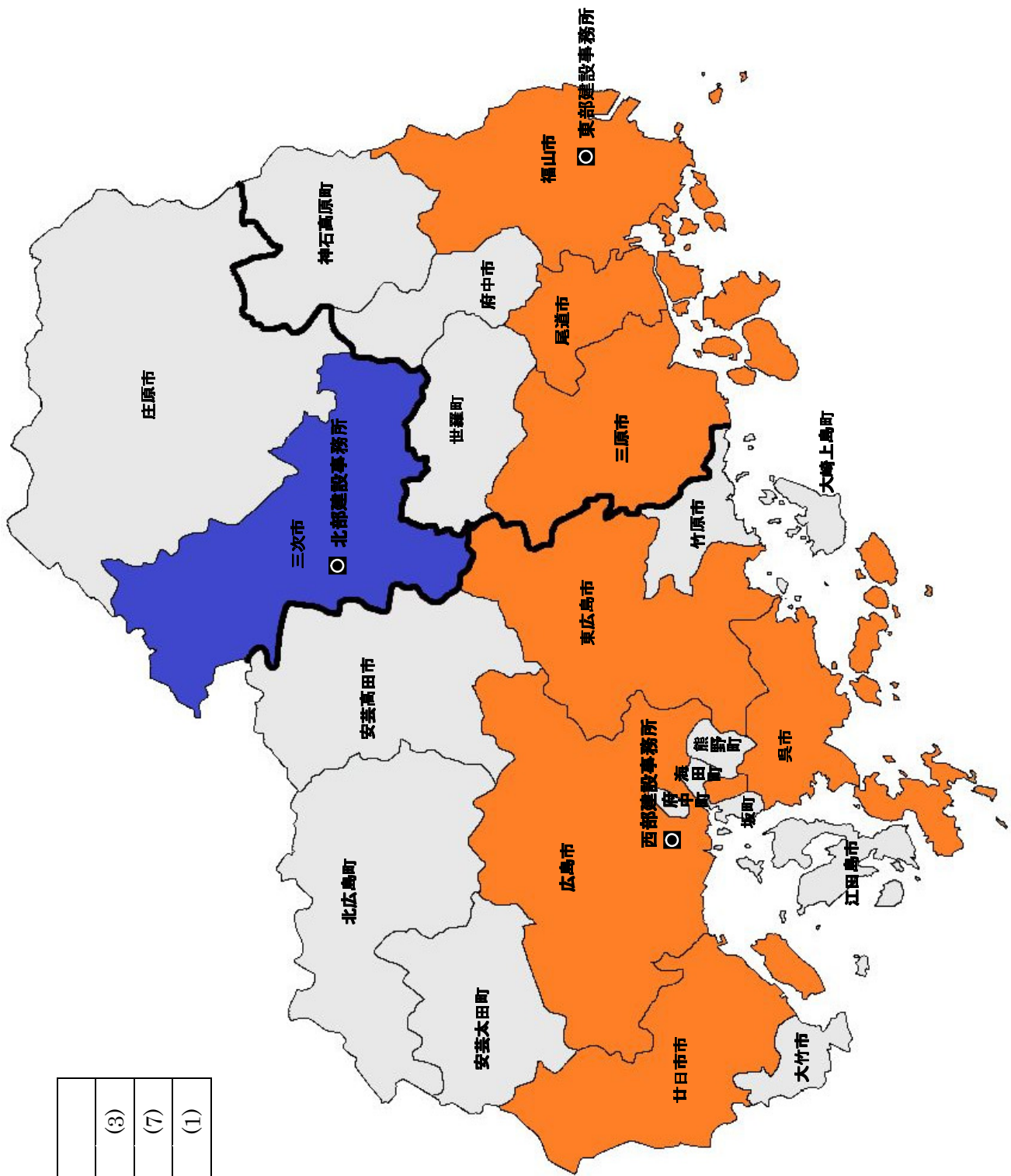
①土木行政管内

凡	例
□	建設事務所 (3)
●	支所 (6)
◎	広島港湾振興事務所 (1)



②建築行政管内

凡	例
	建設事務所 (3)
	特定行政庁 (7)
	限定特定行政庁 (1)



(5) 土木建築局組織の沿革

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
昭和25. 1. 1 現在	<ul style="list-style-type: none"> 土木部（6課） 監理課，道路課，河川課，港湾課，砂防課，計画課 建築部（3課） 建築課，住宅課，営繕課 	<ul style="list-style-type: none"> 広島，呉，廿日市，福山，三原，加計，吉田，三次，庄原，西条，上下，竹原の各土木出張所 広島港事務所，福山港修築事務所，広島復興事務所，能美江田島土木工事事務所，黒瀬川改修事務所，沼田川改修事務所，呉砂防工事事務所，厳島公園事務所，史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所
26. 8. 1	住宅課を廃止	
26. 8. 11		史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所を廃止 厳島公園事務所を廃止
26. 9. 1		黒瀬川改修事務所を廃止
26. 12. 18		沼田川改修事務所を廃止 水内川土木災害復旧臨時事務所を設置 (31. 5. 1廃止) 津田土木災害復旧臨時事務所を設置 (31. 5. 1廃止)
28. 1. 16		幕之内隧道事務所を設置 (31. 4. 24廃止)
28. 8. 14		福山港修築事務所を福山港事務所に改称 (36. 10. 7 廃止)
29. 11. 1	土木部と建築部を統合し土木建築部に改称 (8課 監理課，道路課，河川課，港湾課，砂防課，計画課，建築課，営繕課)	
30. 7. 8		呉砂防工事事務所を廃止
31. 5. 1		能美江田島土木事務所を廃止 大柿土木出張所を新設
35. 4. 1		東部地区開発調査事務所を設置 (38. 3. 31 廃止)
36. 4. 1	土地開発課を設置	
36. 10. 7	土地開発課を開発課に改称	広島復興事務所を広島都市計画事務所に改称 都市計画苗圃事務所を設置 (43. 4. 1 廃止) 福山臨海工業地帯建設局を設置 (44. 4. 1廃止) → 開発局へ
37. 4. 1		工業用水道建設事務所を設置 (40. 4. 1廃止)
37. 10. 1	開発課を開発第一課と開発第二課に改称	
38. 4. 1	住宅課を再設	
39. 4. 1	計画課を都市計画課に改称	土木出張所を土木建築事務所 (広島，呉，三原，福山，三次)， 土木事務所 (廿日市，大柿，加計，吉田，西条，竹原，上下，庄原) に改称

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
昭和41. 1. 1	道路課を道路維持課と道路建設課に改称 開発第一課と開発第二課を開発課に改称	廿日市土木事務所を 廿日市土木建築事務所に改称
42. 4. 1	開発課を開発用地課と工業用水道課に改称	
43. 4. 1	高速道路室を設置 (44. 4. 1廃止) 広域利水調査室を設置 (44. 4. 1廃止)	
44. 4. 1	企画調査室を設置 (47. 4. 1廃止) 用地課を設置 (開発局設置→49. 6. 5 企業局に改称)	
45. 4. 1		広島港事務所を廃止し、 広島臨海工業地帯建設局を設置 (47. 4. 1廃止、広島港湾事務所となる)
46. 4. 1	技術管理室を設置	
47. 4. 1	土木建築部の内局として都市局を設置 都市整備課を設置 〔 4課 都市計画課, 都市整備課, 建築課, 住宅課 〕	中国縦貫道用地事務所を設置 (48. 3. 31廃止)
48. 4. 1	都市局に下水道課と学園都市建設課を設置	瀬戸内海大橋用地事務所を設置
49. 4. 1	河川開発室を設置	
49. 4. 20		西条土木事務所を東広島土木事務所に改称
51. 4. 1	土木建築部を土木部と都市部に分離し、 都市部に営繕課を加える 技術管理室を技術管理課に改称 河川開発室を河川開発課に改称	東広島土木事務所を 東広島土木建築事務所に改称
52. 4. 1	都市総務課を設置し、学園都市建設課を廃止	
55. 4. 1		広島都市計画事務所を廃止し、 太田川流域下水道事務所を設置
56. 4. 1	都市総務課を廃止	
58. 4. 1	土木部と都市部を統合して土木建築部となる 土木建築部の内局として都市局を設置 〔 6課 都市計画課, 都市整備課, 下水道課, 建築課, 住宅課, 営繕課 〕 河川開発課を廃止 部の内室としてダム建設室を設置	
2. 4. 1	新空港地域整備室を設置	企画振興部から新空港地域整備事務所を移管 広島港湾事務所を広島港湾振興局に改組
4. 4. 1	土木建築部の内局として空港港湾局を設置 〔 1課 1室 新空港地域整備室, 港湾課 〕 都市局のうち、都市計画課, 都市整備課及 び下水道課を再編整備し、都市政策課, 都 市計画課及び公園下水道課に改組	

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成 5. 4. 1	新空港地域整備室と航空交通対策課（企画振興部）を統合して空港対策課を設置 空港対策課の課内室として新空港地域整備室及びコンピューター飛行場整備室を設置	
5. 10. 29	コンピューター飛行場整備室を廃止	広島西飛行場事務所を設置
6. 4. 1	河川課の課内室としてダム建設室を設置 港湾課の課内室として 広島みなとまちづくり推進室を設置 新空港地域整備室を 空港地域整備室に改称	新空港地域整備事務所を 空港地域整備事務所に改称
8. 4. 1	道路建設課の課内室として 幹線道路計画室を設置 営繕課の課内室として設備室を設置	
10. 3. 31		瀬戸内海大橋用地事務所を廃止
10. 4. 1	広島みなとまちづくり推進室を 港湾振興室に改称	
12. 3. 31		太田川流域下水道事務所を廃止
12. 4. 1	監理課の課内室として建設産業室を設置 都市局のうち、都市政策課及び都市計画課を再編整備し、都市政策課及び都市整備課に改組	
13. 4. 1	組織再編により、課を廃止し、 総室及びび室を設置 7 総室 管理総室、技術管理総室、道路総室、 河川砂防総室、空港港湾総室、 都市総室、建築総室 31室 総務室、建設産業室、用地指導室、 用地管理室、技術総務室、技術調整室、 技術指導室、道路総務室、道路企画室、 道路整備室、道路保全室、河川管理室、 河川企画整備室、ダム室、砂防室、 空港振興室、港湾管理室、 港湾企画整備室、港湾振興室、 都市総務室、都市企画室、都市整備室、 開発指導室、下水道室、建築総務室、 住宅企画室、住宅管理室、住宅整備室、 建築指導室、営繕室、設備工事室	組織再編により、土木(建築)事務所を廃止し、地域事務所建設局(支局)を設置 広島地域事務所建設局 広島地域事務所建設局廿日市支局 呉地域事務所建設局 呉地域事務所建設局大柿支局 芸北地域事務所建設局 芸北地域事務所建設局吉田支局 東広島地域事務所建設局 東広島地域事務所建設局竹原支局 尾三地域事務所建設局 福山地域事務所建設局 備北地域事務所建設局 備北地域事務所建設局上下支局 備北地域事務所建設局庄原支局
14. 3. 31		空港地域整備事務所を廃止
15. 4. 1	総務室を土木建築総務室に改称	
17. 3. 31		呉地域事務所建設局大柿支局、芸北地域事務所建設局吉田支局、備北地域事務所建設局上下支局を廃止
17. 4. 1		広島地域事務所建設局に大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を設置

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成18. 3. 31		広島地域事務所建設局大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を廃止
18. 4. 1	<p>組織再編により，都市局，空港港湾局を都市部，空港港湾部に改組，総室・室の統合とともに，「総室」を「局」に名称変更</p> <p>3部 土木部，都市部，空港港湾部</p> <p>4局 総務管理局，土木整備局，都市事業局，空港港湾事業局</p> <p>22室 土木総務室，建設産業室，用地室，技術企画室，技術指導室，道路河川総務室，道路企画室，道路整備室，道路保全室，道路河川管理室，河川企画整備室，ダム室，砂防室，都市総務室，都市企画室，都市整備室，下水道室，建築指導室，住宅室，空港振興室，港湾管理室，港湾企画整備室</p>	
20. 4. 1	<p>組織再編により，「部」「局」「室」制から「局」「部」「課」制へ移行，3部4局22室を2局3部17課に改組し，6つの課内室を設置</p> <p>2局 土木局，都市局</p> <p>3部 総務管理部，土木整備部，空港港湾部</p> <p>17課 土木総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，土木整備管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾管理課，港湾企画整備課，都市事業管理課，都市企画課，都市整備課，建築課，住宅課</p> <p>6室 技術指導室，道路河川管理室，ダム室，港湾振興室，下水道室，住宅管理室</p>	
21. 4. 1		<p>組織再編により，地域事務所建設局（支局）を廃止し，建設事務所（支所）を設置</p> <p>西部建設事務所 西部建設事務所呉支所 西部建設事務所廿日市支所 西部建設事務所安芸太田支所 西部建設事務所東広島支所 東部建設事務所 東部建設事務所三原支所 北部建設事務所 北部建設事務所庄原支所</p> <p>広島港湾振興局を 広島港湾振興事務所に改称</p>

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成22. 4. 1	<p>組織再編により課内室を廃止 室廃止に伴い、土木整備管理課を道路河川管理課に、港湾管理課を港湾振興課に改称</p> <p>都市局のうち、都市事業管理課、都市企画課及び都市整備課を再編整備し、都市政策課、都市整備課及び都市環境課に改組</p> <p>2局 土木局、都市局</p> <p>3部 総務管理部、土木整備部、空港港湾部</p> <p>17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市政策課、都市整備課、都市環境課、建築課、住宅課</p>	
23. 4. 1	<p>組織再編により、「局」「部」「課」制から「局」「課」制へ移行</p> <p>2局 土木局、都市局</p> <p>17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市政策課、都市整備課、都市環境課、建築課、住宅課</p>	
24. 4. 1	<p>組織再編により、都市局を土木局に統合 都市政策課及び都市整備課を再編整備し、都市計画課に改組 都市環境課を下水道公園課に改称 営繕課を総務局から土木局に移管</p> <p>1局 土木局</p> <p>17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課</p>	
24. 11. 15		<p>広島西飛行場事務所を廃止し 広島ヘリポート管理事務所を設置</p>
25. 4. 1	<p>漁港に関する事務を農林水産局から移管し、港湾企画整備課を港湾漁港整備課に改称</p> <p>1局 土木局</p> <p>17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課</p>	

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成27. 3. 31		広島へリポート管理事務所を廃止
27. 4. 1	<p>局名を土木局から土木建築局に、土木総務課を土木建築総務課に改称 土砂災害警戒区域等の指定を推進するため、土砂法指定推進担当を設置</p> <p>1 局 土木建築局 17課1 担当 土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、土砂法指定推進担当、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課</p>	
31. 4. 1	<p>都市計画課及び下水道公園課を再編整備し、都市計画課及び都市環境整備課に改組し、下水道公園課を廃止</p> <p>1 局 土木建築局 17課1 担当 土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、土砂法指定推進担当、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、都市環境整備課、建築課、住宅課、営繕課</p>	

4 令和元年度当初予算

(1) 一般会計歳出予算総括表

(単位：百万円，%)

区 分	H30年度 当初予算 A	R元年度 当初予算 B	H30年度 当初予算比 B/A	H30年度2月 補正予算 (国補正対応分) C	合計 (当初+補正) D (B+C)
公共事業費	64,282	88,055	137.0	5,007	93,062
補助公共事業費等	39,883	61,811	155.0	5,007	66,818
補助公共事業費	30,733	48,777	158.7	2,892	51,669
直轄事業負担金	9,149	13,034	142.5	2,115	15,149
単独公共事業費	24,399	26,244	107.6	0	26,244
単独建設事業費	11,059	12,420	112.3	0	12,420
維持修繕費	13,341	13,824	103.6	0	13,824
災害復旧事業費	3,777	44,468	1,177.3	0	44,468
その他事業費等	11,888	13,569	114.1	0	13,569
合 計	79,947	146,093	182.7	5,007	151,099

注) 端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある

(2) 特別会計歳出予算総括表

(単位：百万円，%)

区 分	H30年度 当初予算 A	R元年度 当初予算 B	H30年度 当初予算比 B/A	H30年度2月 補正予算 (国補正対応分) C	合計 (当初+補正) D (B+C)
港湾特別整備事業費	15,354	13,194	85.9	0	13,194
流域下水道事業費	8,538	—	皆減	132	132
県営住宅事業費	4,791	5,040	105.2	0	5,040
合 計	28,683	18,234	63.6	132	18,366

注1) 端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある

注2) 流域下水道事業については、令和元年度から公営企業会計に移行

(参考) 流域下水道事業歳出予算

(単位：百万円，%)

区 分	H30年度 当初予算 A	R元年度 当初予算 B	H30年度 当初予算比 B/A	H30年度2月 補正予算 (国補正対応分) C	合計 (当初+補正) D (B+C)
流域下水道事業	—	13,298	皆増	—	13,298

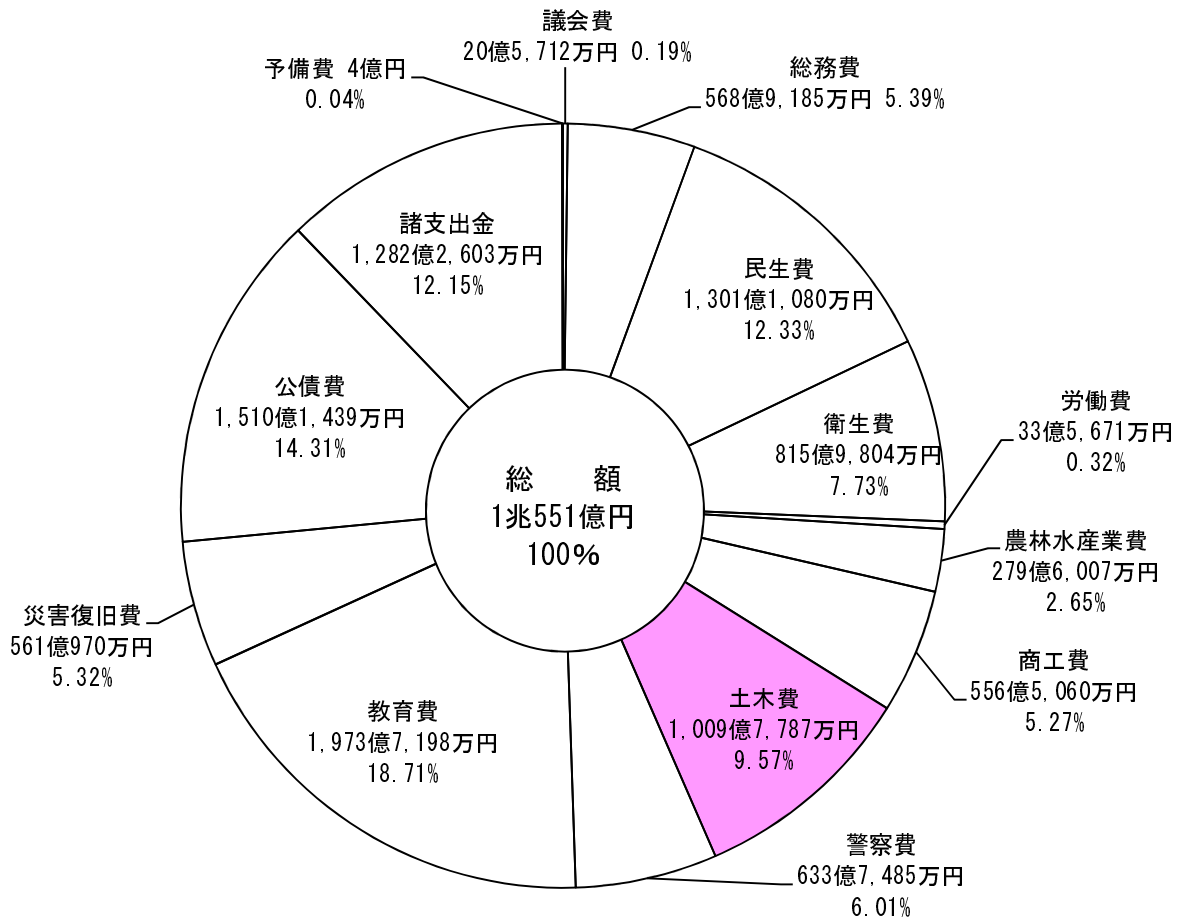
(3) 一般会計歳出予算事業別内訳表

(単位：千円、%)

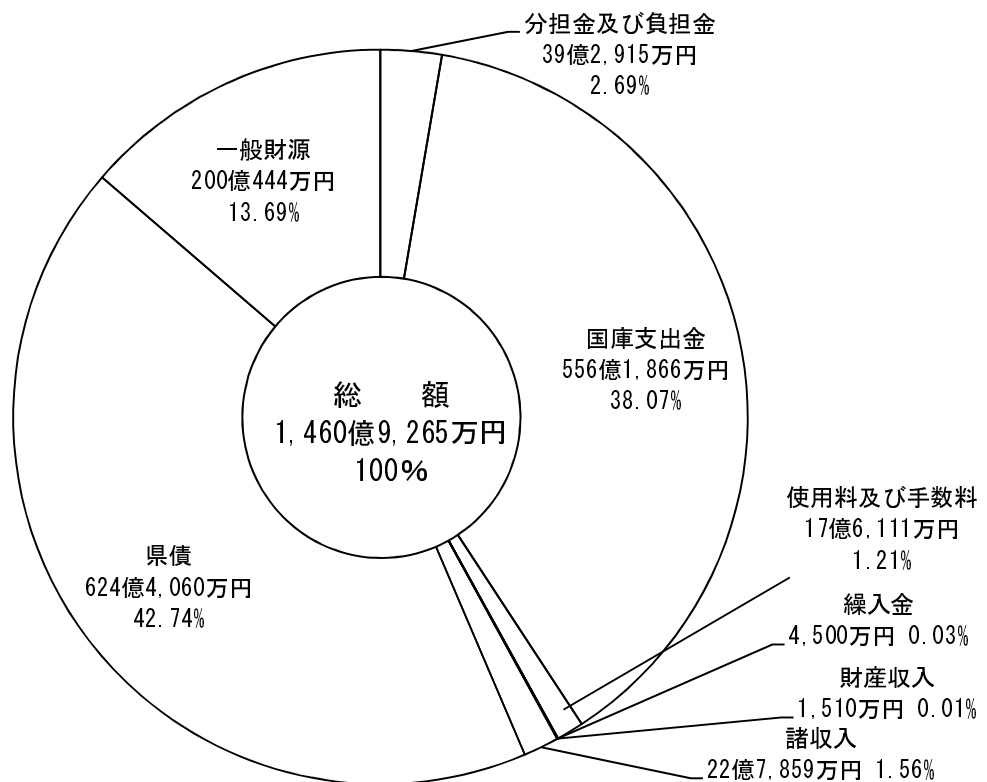
区 分	H30年度 当初予算	R元年度 当初予算						比率
	A	B	補助公共 事業費	国直轄事業 負担金	単独建設 事業費	維持修繕費	その他 事業費等	B/A
道路事業費	34,431,999	41,655,206	19,397,851	5,041,083	6,799,949	8,506,594	1,909,729	121.0
河川事業費	7,714,086	14,269,832	6,973,425	2,710,117	1,333,600	2,738,960	513,730	185.0
砂防事業費	9,670,800	17,826,788	11,365,988	3,795,000	1,839,600	819,000	7,200	184.3
海岸事業費	1,518,000	1,785,000	1,363,000	322,000	0	100,000	0	117.6
港湾事業費	8,577,145	8,949,396	4,995,500	798,000	1,341,800	961,161	852,935	104.3
漁港事業費	1,272,308	1,501,473	1,242,050	0	163,745	84,164	11,514	118.0
空港事業費	957,122	1,092,239	162,529	367,937	198,592	10,800	352,381	114.1
街路等事業費	3,725,817	3,832,264	3,140,722	0	691,542	0	0	102.9
公園事業費	224,589	258,489	135,964	0	51,400	71,125	0	115.1
住宅事業費	34,432	22,284	0	0	0	0	22,284	64.7
災害復旧事業費	3,777,290	44,468,479	44,368,479	0	100,000	0	0	1,177.3
その他事業費	8,043,208	10,431,201	0	0	0	531,800	9,899,401	129.7
合 計	79,946,796	146,092,651	93,145,508	13,034,137	12,520,228	13,823,604	13,569,174	182.7

(4) 令和元年度土木建築局関係当初予算 (図表)

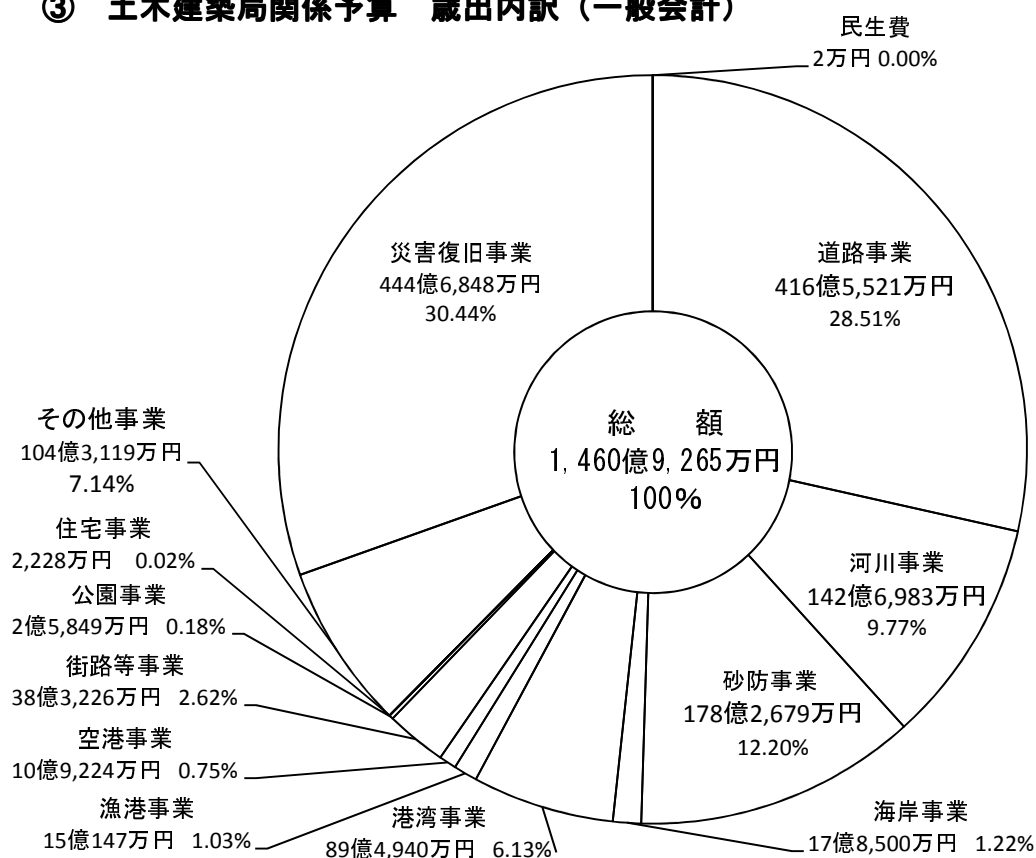
① 県予算 (一般会計)



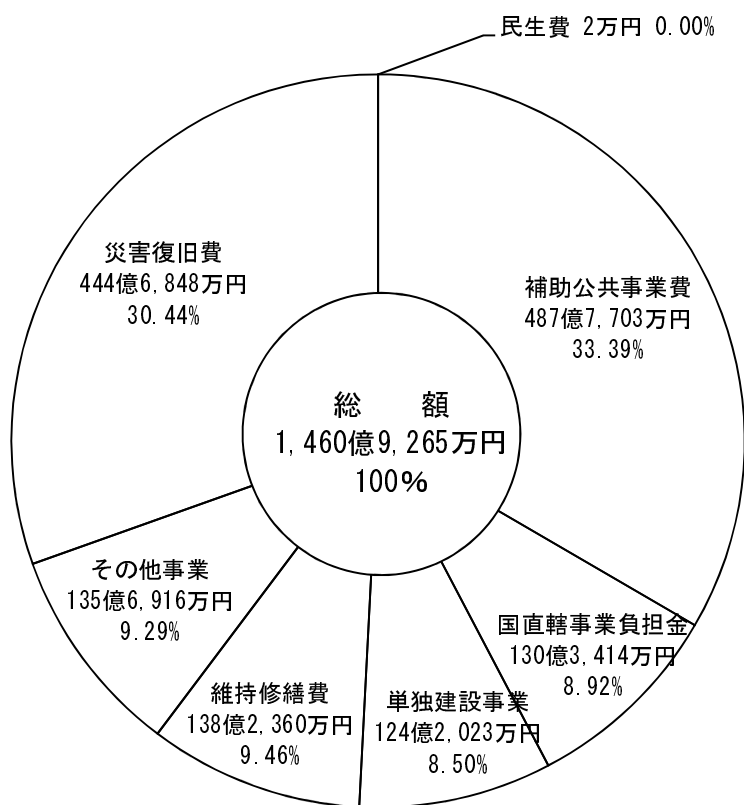
② 土木建築局関係予算 財源内訳 (一般会計)



③ 土木建築局関係予算 歳出内訳（一般会計）



④ 土木建築局関係予算 事業別内訳（一般会計）



(5) 令和元年度土木建築局関係当初予算

① 一般会計予算財源内訳表

(単位:千円)

区分	平成30年度		令和元年度 当初予算額 (C)	比		較 (C)/(B)	(C)の財源内訳						
	当初予算額 (A)	最終予算額 (B)		(C)/(A)	(C)/(B)		分担金 負担金	使用料 手数料	国庫 支出金	財産収入	繰入金	諸収入	県債
補助公共事業	30,733,241	68,790,240	48,777,029	158.71%	70.91%	2,345,985		22,970,471			13,529	21,049,900	2,397,144
災害復旧 事業	3,677,290	45,674,490	44,368,479	1206.55%	97.14%			28,313,265				13,826,600	2,228,614
	100,000	1,150,000	100,000	100.00%	8.70%							100,000	
計	3,777,290	46,824,490	44,468,479	1177.26%	94.97%			28,313,265				13,926,600	2,228,614
国直轄事業負担金	9,149,400	15,003,637	13,034,137	142.46%	86.87%	243,012						11,781,900	1,009,225
単独建設事業	11,058,565	11,164,067	12,420,228	112.31%	111.25%	695,993					113,892	9,231,400	2,378,943
維持修繕事業	24,399,065	24,278,300	13,823,604	56.66%	56.94%	93,250	3,594				48,947	2,584,100	11,093,713
その他事業	11,887,800	11,517,956	13,569,174	114.14%	117.81%	141,915	442,532	11,585		45,000	2,096,186	1,760,200	9,071,756
一般財源歳入	—	—	—	—	—	408,995	1,314,981	4,323,342	15,100		6,039	2,106,500	△ 8,174,957
合 計	91,005,361	177,578,690	146,092,651	160.53%	82.27%	3,929,150	1,761,107	55,618,663	15,100	45,000	2,278,593	62,440,600	20,004,438

② 特別会計予算財源内訳表

(単位:千円)

区分	平成30年度		令和元年度 当初予算額 (C)	比		較 (C)/(B)	(C)の財源内訳						
	当初予算額 (A)	最終予算額 (B)		(C)/(A)	(C)/(B)		分担金 負担金	使用料 手数料	国庫 支出金	財産収入	繰入金	繰越金	諸収入
港湾特別整備事業費	15,353,893	15,809,940	13,193,971	85.93%	83.45%	160,642	2,586,987		645,739	2,560,498	1	39,504	7,200,600
流域下水道事業費	8,537,789	9,149,443	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
県営住宅事業費	4,791,010	4,686,671	5,039,675	105.19%	107.53%	405	3,197,225	615,466	2,684	384,446	19,933	2,916	816,600
合 計	28,682,692	29,646,054	18,233,646	63.57%	61.50%	161,047	5,784,212	615,466	648,423	2,944,944	19,934	42,420	8,017,200

※流域下水道事業費は、令和元年度から企業会計へ移行

(6) 土木建築局関係予算の推移

① 総括表

(単位:千円)

区分	平成28年度		平成29年度				平成30年度				令和元年度			[参考]		
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	最終予算額	当初比	最終比	当初予算額	最終予算額	当初比	最終比	当初予算額	最終予算額	当初比	平成30年度 2月補正 (国補正対応)	令和元年度合計 (当初+2月補正 (国補正対応))	平成30年度 当初比
補助公共事業	29,713,330	34,830,517	30,135,777	41,459,346	101.4%	119.0%	30,733,241	68,790,240	102.0%	165.9%	48,777,029	117.7%	2,891,529	51,668,558	168.1%	
国直轄事業負担金	10,135,001	9,548,453	9,634,919	9,137,217	95.1%	95.7%	9,149,400	15,003,637	95.0%	164.2%	13,034,137	142.6%	2,115,000	15,149,137	165.6%	
単独建設事業	9,465,186	9,877,253	10,354,465	11,971,276	109.4%	121.2%	11,058,565	11,164,067	106.8%	93.3%	12,420,228	103.8%	—	12,420,228	112.3%	
維持修繕費	12,275,818	13,535,118	12,790,372	13,880,922	104.2%	102.6%	13,340,500	24,278,300	104.3%	174.9%	13,823,604	99.6%	—	13,823,604	103.6%	
その他の事業	12,510,469	12,483,810	12,060,162	12,267,175	96.4%	98.3%	11,887,800	11,517,956	98.6%	93.9%	13,569,174	110.6%	—	13,569,174	114.1%	
災害復旧費	2,870,250	4,729,160	3,398,340	4,216,125	118.4%	89.2%	3,777,290	46,824,490	111.2%	1110.6%	44,468,479	1054.7%	—	44,468,479	1177.3%	
合計	76,970,054	85,004,311	78,374,035	92,932,061	101.8%	109.3%	79,946,796	177,578,690	102.0%	191.1%	146,092,651	157.2%	5,006,529	151,099,180	189.0%	

② 補助公共事業等

(単位:千円)

区分	平成28年度		平成29年度				平成30年度				令和元年度			〔参考〕			
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	最終予算額	当年初比	最終比	当初予算額	最終予算額	当年初比	最終比	当初予算額	最終比	当初予算額	当年初比	平成30年度 2月補正 (国補正対応)	令和元年度合計 (当初2月補正 (国補正対応))	平成30年度 当初比
道路	11,800,000	12,566,000	11,860,000	17,237,223	100.5%	137.2%	12,413,000	14,510,535	104.7%	84.2%	19,397,851	156.3%	19,397,851	156.3%	860,000	20,257,851	163.2%
河川	2,693,000	3,624,184	2,721,100	4,846,220	101.0%	133.7%	2,383,970	8,702,900	87.6%	179.6%	6,973,425	292.5%	6,973,425	292.5%	930,300	7,903,725	331.5%
砂防	5,403,000	9,150,149	6,263,607	9,590,948	115.9%	104.8%	5,792,850	35,707,100	92.5%	372.3%	11,365,988	196.2%	11,365,988	196.2%	627,900	11,993,888	207.0%
海岸	1,602,000	1,152,000	1,257,000	1,390,400	78.5%	120.7%	1,146,000	1,138,590	91.2%	81.9%	1,363,000	118.9%	1,363,000	118.9%	164,000	1,527,000	133.2%
港湾	4,147,000	4,275,668	3,958,000	4,530,927	95.4%	106.0%	4,798,500	4,871,600	121.2%	107.5%	4,995,500	104.1%	4,995,500	104.1%	260,000	5,255,500	109.5%
漁港	1,007,080	986,569	1,049,603	983,952	104.2%	99.7%	1,018,085	1,046,008	97.0%	106.3%	1,242,050	122.0%	1,242,050	122.0%	—	1,242,050	122.0%
空港	—	—	—	—	—	—	71,709	71,709	皆増	皆増	162,529	226.7%	162,529	226.7%	—	162,529	226.7%
街路・都市計画	2,903,236	3,001,933	2,952,453	2,815,962	101.7%	93.8%	3,035,113	2,598,599	102.8%	92.3%	3,140,722	103.5%	3,140,722	103.5%	49,329	3,190,051	105.1%
公園	158,014	74,014	74,014	63,714	46.8%	86.1%	74,014	143,199	100.0%	224.8%	135,964	183.7%	135,964	183.7%	—	135,964	183.7%
補助公共	29,713,330	34,830,517	30,135,777	41,459,346	101.4%	119.0%	30,733,241	68,790,240	102.0%	165.9%	48,777,029	158.7%	48,777,029	158.7%	2,891,529	51,668,558	168.1%
災害復旧費	2,770,250	4,649,160	3,298,340	4,206,125	119.1%	90.5%	3,677,290	45,674,490	111.5%	1085.9%	44,368,479	1206.6%	44,368,479	1206.6%	—	44,368,479	1206.6%
道路	4,841,667	5,193,767	4,844,919	4,554,083	100.1%	87.7%	4,848,833	6,113,105	100.1%	134.2%	5,041,083	104.0%	5,041,083	104.0%	100,000	5,141,083	106.0%
河川	899,000	1,184,216	978,000	1,084,867	108.8%	91.6%	965,000	2,764,599	98.7%	254.8%	2,710,117	280.8%	2,710,117	280.8%	1,291,667	4,001,784	414.7%
砂防	2,700,000	2,042,000	2,496,000	2,041,667	92.4%	100.0%	2,111,300	4,689,833	84.6%	229.7%	3,795,000	179.7%	3,795,000	179.7%	443,333	4,238,333	200.7%
海岸	299,000	421,000	272,000	511,000	91.0%	121.4%	272,000	643,000	100.0%	125.8%	322,000	118.4%	322,000	118.4%	280,000	602,000	221.3%
港湾	1,101,000	458,920	774,000	779,600	70.3%	169.9%	677,000	613,100	87.5%	78.6%	798,000	117.9%	798,000	117.9%	—	798,000	117.9%
空港	294,334	248,550	270,000	166,000	91.7%	66.8%	275,267	180,000	102.0%	108.4%	367,937	133.7%	367,937	133.7%	—	367,937	133.7%
国直轄事業負担金	10,135,001	9,548,453	9,634,919	9,137,217	95.1%	95.7%	9,149,400	15,003,637	95.0%	164.2%	13,034,137	142.5%	13,034,137	142.5%	2,115,000	15,149,137	165.6%
合計	42,618,581	49,028,130	43,069,036	54,802,688	101.1%	111.8%	43,559,931	129,468,367	101.1%	236.2%	106,179,645	243.8%	106,179,645	243.8%	5,006,529	111,186,174	255.2%

(単位:千円)

③ 単独建設事業 - 維持修繕費等

区分	平成28年度				平成29年度				平成30年度				〔参考〕				
	当初予算額		最終予算額		当初予算額		最終予算額		当初予算額		最終予算額		当初予算額		令和元年度合計 (当初・2月補正 (国補正対応))	平成30年度 2月補正 (国補正対応)	平成30年度 当初比
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	最終予算額	当初比	最終予算額	最終比	当初予算額	最終比	当初予算額	最終比	当初予算額	最終比	当初比	当額	当率	当率
道路	5,256,535	5,256,535	5,989,778	6,741,778	113.9%	7,741,778	128.3%	6,301,111	105.2%	6,220,586	92.3%	6,799,949	107.9%	6,799,949	107.9%	107.9%	
河川	1,147,000	1,401,000	1,147,000	1,537,500	100.0%	1,537,500	109.7%	1,147,000	100.0%	1,365,000	88.8%	1,333,600	116.3%	1,333,600	116.3%	116.3%	
砂防・急傾斜	773,000	877,000	905,000	1,311,000	117.1%	1,311,000	149.5%	942,000	104.1%	1,242,000	94.7%	1,839,600	195.3%	1,839,600	195.3%	195.3%	
港湾	1,364,000	1,364,000	1,393,764	1,393,764	102.2%	1,393,764	102.2%	1,536,000	110.2%	1,236,000	88.7%	1,341,800	87.4%	1,341,800	87.4%	87.4%	
漁港	169,223	169,223	167,667	167,667	99.1%	167,667	99.1%	158,545	94.6%	158,545	94.6%	163,745	103.3%	163,745	103.3%	103.3%	
空港	109,600	109,600	18,400	18,400	16.8%	18,400	16.8%	235,205	1278.3%	235,205	1278.3%	198,592	84.4%	198,592	84.4%	84.4%	
街路・都市計画	602,828	656,895	689,856	750,667	114.4%	750,667	114.3%	690,704	100.1%	658,731	87.8%	691,542	100.1%	691,542	100.1%	100.1%	
公園	43,000	43,000	43,000	50,500	100.0%	50,500	117.4%	48,000	111.6%	48,000	95.0%	51,400	107.1%	51,400	107.1%	107.1%	
単独建設事業計	9,465,186	9,877,253	10,354,465	11,971,276	109.4%	11,971,276	121.2%	11,058,565	106.8%	11,164,067	93.3%	12,420,228	112.3%	12,420,228	112.3%	112.3%	
道路	7,606,000	8,607,100	7,893,000	8,335,000	103.8%	8,335,000	96.8%	8,303,000	105.2%	13,749,000	165.0%	8,506,594	102.5%	8,506,594	102.5%	102.5%	
河川	2,163,000	2,340,200	2,328,000	2,665,550	107.6%	2,665,550	113.9%	2,425,000	104.3%	4,818,000	180.8%	2,738,960	112.8%	2,738,960	112.8%	112.8%	
砂防・急傾斜 ・地すべり	787,690	868,690	819,000	903,000	104.0%	903,000	103.9%	819,000	100.0%	2,339,000	259.0%	819,000	100.0%	819,000	100.0%	100.0%	
海岸	100,000	100,000	100,000	100,000	100.0%	100,000	100.0%	100,000	100.0%	100,000	100.0%	100,000	100.0%	100,000	100.0%	100.0%	
港湾	934,464	934,464	961,161	1,188,161	102.9%	1,188,161	127.1%	961,161	100.0%	2,445,761	205.8%	961,161	100.0%	961,161	100.0%	100.0%	
漁港	84,164	84,164	84,164	84,164	100.0%	84,164	100.0%	84,164	100.0%	170,564	202.7%	84,164	100.0%	84,164	100.0%	100.0%	
空港	10,800	10,800	10,800	10,800	100.0%	10,800	100.0%	10,800	100.0%	10,800	100.0%	10,800	100.0%	10,800	100.0%	100.0%	
公園	57,900	57,900	62,447	62,447	107.9%	62,447	107.9%	102,575	164.3%	113,375	181.6%	71,125	69.3%	71,125	69.3%	69.3%	
総合	531,800	531,800	531,800	531,800	100.0%	531,800	100.0%	531,800	100.0%	531,800	100.0%	531,800	100.0%	531,800	100.0%	100.0%	
維持修繕費計	12,275,818	13,535,118	12,790,372	13,880,922	104.2%	13,880,922	102.0%	13,340,500	104.3%	24,278,300	174.9%	13,823,604	103.6%	13,823,604	103.6%	103.6%	
合計	21,741,004	23,412,371	23,144,837	25,852,198	106.5%	25,852,198	110.0%	24,399,065	105.4%	35,442,367	137.1%	26,243,832	107.6%	26,243,832	107.6%	107.6%	
災害復旧費	100,000	80,000	100,000	10,000	100.0%	10,000	12.5%	100,000	100.0%	1,150,000	11500.0%	100,000	100.0%	100,000	100.0%	100.0%	

5 平成 30 年 7 月豪雨からの復旧・復興プラン

(1) 概要

平成 30 年 7 月豪雨では、県内各地で観測史上初となる記録的な豪雨に襲われ、多くの人的被害や、家屋やインフラといった物的被害など、戦後最大級の被害をもたらした。

こうした状況から早期に脱却し、再生を果たしていくにあたっては、単に被災前の状態に戻すだけでは、今回の停滞期間による大きな損失を到底埋めることはできない。

このため、復旧・復興に向けては、

- ・ 県民生活や経済活動の日常を取り戻す。
- ・ 単なる復旧・復興ではなく、より力強い軌道へと押し上げる。

これらを実現するために、

- ・ ピンチをチャンスに変える視点で取り組む。

この3つを基本方針とした「平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興プラン」を策定した。

このプランでは、『この災害を起点とした、創造的復興による新たな広島県づくり』を目指す姿に位置付けるとともに、『将来に向けた強靱なインフラの創生』を柱の一つに掲げ、被災地の一日も早い復旧・復興に全力で取り組むこととしている。

(2) 将来に向けた強靱なインフラの創生（公共土木施設等の強靱化）

【復旧・復興に向けた視点】

- 二次災害防止を図りつつ、被災された住民の皆様の日常の回復が図られるよう、全力を挙げて復旧・復興に取り組むとともに、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組む。
- 再度災害防止の観点から、改良復旧に積極的に取り組むとともに、被災前の構造にこだわることなく被害の発生の要因を踏まえた工法の選定などにより、公共土木施設の強靱化を進める。

【取組方針】

- 今回の記録的な豪雨により、水害・土砂災害が多く発生したことから、発生要因等の分析や今後の対策等のあり方については、学識経験者等の有識者による「平成 30 年 7 月豪雨災害を踏まえた今後の水害・土砂災害対策のあり方検討会」において検証を行い、その結果を踏まえ、今後の対応方針を検討し整備を進める。
- 県民生活や企業活動を支える重要な道路については平成 30 年度内の復旧を、河川の決壊により甚大な被害が発生した箇所については次期出水期までの完了を、土砂災害により甚大な被害が発生した箇所については大型土のうや土石流センサーの設置等を進めるとともに、重点地区については緊急的な砂防ダムの整備を令和元年末までの完了に向け取り組む。
- 公共土木施設全体としては、優先順位を踏まえながら段階的に復旧し、3箇年での復旧完了を目指す。
- さらに、被災箇所が連続するなど一連で対策を講じる必要がある場合には、改良復旧事業を活用するなど、様々な手法を講じながら復旧・復興に取り組む。
- あわせて、災害復旧事業等の早急かつ確実な完成に向け、施工に不可欠となる技術者等を確保するため、県内建設業者への支援に取り組む。
- 長期的な視点も持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を行い、安心して暮らせる都市の構築を市町と協力して進める。

区分	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度	2021年度
道路	二次災害防止 道路啓開	災害復旧事業 (重要路線等)	災害復旧事業 (その他路線)	
河川	二次災害防止	災害復旧事業 (甚大被害箇所等)	災害復旧事業 (その他箇所)	災害復旧事業 (その他箇所)
砂防	二次災害防止	災害復旧事業 (甚大被害箇所等)	災害復旧事業 (その他箇所)	災害復旧事業 (その他箇所)
下水道	流域下水道 仮処理施設	災害復旧事業		
まちづくり	都市計画制度運用方針の改定	都市計画区域マスタープランの見直し		安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

(4) 優先順位の評価結果

プライオリティー	広域的な交流・連携基盤の強化	集客・交流機能の強化とブランド力向上	環境保全と循環型社会の構築	防災・減災対策の充実・強化	総合的な交通安全対策の推進	持続可能なまちづくり
☆☆☆ ☆☆	1 道路 - 広域 - A 2 港湾 - 広域 - A	3 港湾 - 集客 - A 4 道路 - 集客 - A		5 海岸 - 防災 - A 8 河川 - 防災 - A 9 港湾 - 防災 - A 10 道路 - 防災 - A 12 砂防 - 防災 - A 13 街路 - 防災 - A		6 道路 - 持続 - A 7 街路 - 持続 - A 11 港湾 - 持続 - A
☆☆☆☆	14 道路 - 広域 - B 15 港湾 - 広域 - B	18 道路 - 集客 - B	17 港湾 - 環境 - A		16 安全 - 交通 - A 19 港湾 - 交通 - A	
☆☆☆		20 港湾 - 集客 - B		21 海岸 - 防災 - B 22 港湾 - 防災 - B 23 道路 - 防災 - B 26 河川 - 防災 - B 27 砂防 - 防災 - B 29 街路 - 防災 - B		24 道路 - 持続 - B 25 街路 - 持続 - B
☆☆			28 港湾 - 環境 - B		31 安全 - 交通 - B 32 港湾 - 交通 - B	30 港湾 - 持続 - B
☆						

凡例

順位 事業区分 施策区分 優先度区分

1 道路 - 広域 - A

※1 「太枠囲み」は施策を越えて順位付けを行ったものであり、「細枠囲み」は「太枠囲み」を基準として、同一施策内で事業を越えて順位付けを行ったものである
 ※2 順位を示すために項目を並べたものであり、項目間の距離と優先度の差とは一致しない

7 社会資本の戦略的な維持管理の推進

(1) ねらい

社会資本は、その多くが高度経済成長期に整備されており、橋梁や岸壁等の施設は建設後50年以上を経過するものが15年後には約7割となるなど、高齢化した施設の割合が増大していることから、老朽化対策の強化が必要となっている。

このような状況の中、社会資本の適切な維持管理を行うことを目的に策定した「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づき、橋梁などの主要な施設毎の「修繕方針」に沿った公共土木施設の機能保全のための計画的な修繕や長寿命化技術の活用によるコスト縮減など、戦略的な維持管理を引き続き推進する。

(2) 事業の概要

区 分	事 業 内 容	
主要な公共土木施設の修繕	道路事業	尾道大橋外 橋梁補修 等
	河川事業	岡ノ下川外 排水機場修繕
	ダム事業	魚切ダム管理施設 補修・更新 等
	砂防事業	入野川砂防堰堤外 堰堤修繕 等
	港湾事業	福山港箕島地区外 岸壁補修 等
	海岸事業	川尻港海岸岩戸地区外 護岸補修 等
	公園事業	みよし公園 温水プール機械設備外 修繕 等
インフラ長寿命化技術活用促進事業	① 維持管理に関する情報の発信 ② 長寿命化技術の活用推進 ③ 県・市町連携のあり方検討	

8 地域整備計画実施方針

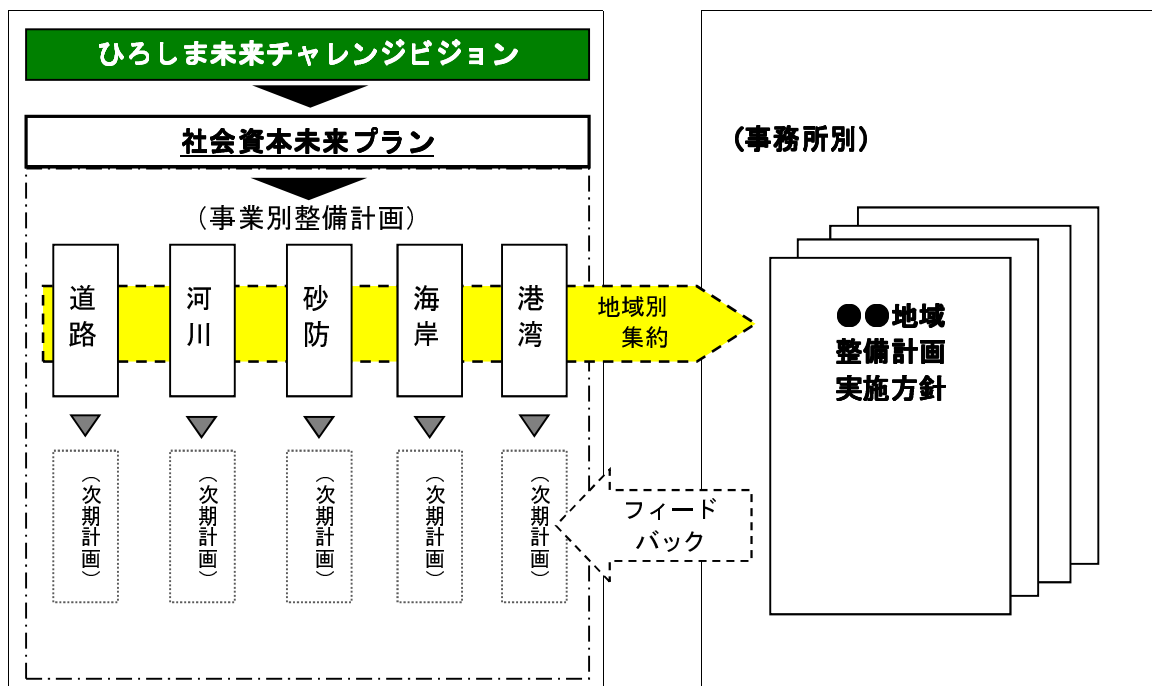
(1) 要 旨

社会資本未来プラン及び事業別整備計画の理解促進を図るため、平成28年3月に行った社会資本未来プランの改定及び事業別整備計画等の策定を踏まえ、地域単位ごとの内容を集約し、「地域整備計画実施方針」として整理している。

(2) 実施方針のポイント

- ・ 各事業別整備計画の実施箇所を地域別に集約し、「総合計画図」として整理
 - ・ 近年、完成した事業箇所による社会資本ストック効果*を紹介し、整備効果を見える化
- * 道路や港湾などの整備された社会資本が機能することによって、県民の暮らしや地域経済において中長期にわたり得られる効果

【地域整備計画実施方針の集約・整理イメージ】



9 令和元年度 建設事業執行方針

平成31年4月
土木建築局

(目的)

第1 この方針は、令和元年度の土木建築局に関わる建設事業を適正かつ効果的に執行するために必要な基本的事項を定める。

(基本方針)

- 第2
- 1 平成30年7月豪雨災害による被災地域の一日も早い復旧・復興を目指し、「復旧・復興プラン」に掲げる災害復旧事業や改良復旧事業などに着実に取り組み、公共土木施設の強靱化を推進する。
また、「社会資本未来プラン」(平成28年3月改定)に掲げる「社会資本整備の重点化」方針に基づく7つの分野に対応する事業を着実に推進するとともに、特に防災・減災対策については、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、事業の加速化を図り、事業効果の早期発現に努めるものとする。
 - 2 令和元年度当初予算事業等については、早期着工を促進し、年度当初から切れ目のない執行に努めるものとする。特に、防災・減災対策の強化に資する平成30年度補正予算等の繰越事業については、事業効果の早期発現が図られるよう、可能な限り早期執行に努めるものとする。
 - 3 高度経済成長期に整備したインフラの補修など、「社会資本の適正な維持管理」に資する取組についても重点を置き、計画的かつ戦略的な維持管理に努めるものとする。
 - 4 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号：以下「適正化法」という)及び適正化法に基づき定められた適正化指針に沿って、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底を図るための措置を適切に実施するものとする。
 - 5 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号：以下「品確法」という)及び品確法に基づき定められた基本方針、運用指針に沿って、工事の品質を確保するための取組を推進するものとする。
 - 6 公共事業の計画段階から維持管理までを通じて、コストに対して最も価値の高いサービスの提供を目指すとともに受発注者の生産性向上に向けた取組を推進する。

(事業の執行)

第3 事業の執行に当たっては、「建設工事起工手続規程」(昭和35年監第5320号)に基づき、特に災害復旧事業、防災対策事業や、行政需要の高い事業及び前年度からの繰越事業を優先して行い、関係法令を遵守するとともに、各種事務手続きの簡素化、迅速化を図りながら、適正な執行に努めるものとする。また、適正な工期の確保、平準化に配慮するものとする。

(執行計画の策定)

第4 工事の計画的かつ効率的な執行を行うため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 本庁各課は、「建設工事起工手続規程」に基づく建設工事の起工伺い及びその他の事務手続きを速やかに行うものとする。
- ② 地方機関の長は、上記規程に基づく工事執行の通知を受けたときは事業の着手順位、所要工期、用地取得及び実施設計書の作成など整合性のある年間執行計画をたて、効率的執行に努めるものとする。

計画の策定に当たっては、用地保有量等を踏まえつつ、用地アセスメントを実施し、必要に応

じて、用地取得工程管理審議会を開催して、用地リスクへの対応策や収用適格性等について審議するものとする。

また、土地収用法（昭和26年法律第219号）の適用を踏まえたものとし、収用適格性判定表等を作成するなどあらかじめ本庁主管課と十分な調整を行い、さらに、必要に応じて、用地課（土地収用法の事業認定申請の主管課）とも協議するものとする。

（適正工期の設定）

第5 適正な工期設定を行い、年度内完成に努めるものとする。

なお、年度内完成が困難と見込まれるものについては、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担を積極的に活用し、円滑な執行に努めるものとし、安易な工事の分割は、厳に慎むものとする。

（工事の執行）

第6 1 建設工事現場等に対する安全パトロール等の実施や安全推進協議会を設ける等、事故防止に一層努めるものとする。

2 工事の施工に当たっては、地域住民への周知や周辺の事前調査を十分行い、周辺住民の生活環境への影響を最小限とするよう十分配慮するものとする。

（工事監督・検査体制の確保）

第7 「品確法」の施行により、発注関係事務（工事監督・検査・評価等）を適正に実施する発注者責任がより一層求められることから、引き続き適正な工事監督・検査体制を確保するものとする。

（建設副産物対策）

第8 1 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）の趣旨を踏まえ、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）の発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底等を図るものとする。

2 工事計画段階から建設副産物の発生の抑制や再利用の促進を図るため、「広島県地方機関等建設副産物対策連絡会議」等での流用の調整及び有効利用に努めるとともに「再生資源利用促進実施要領」（平成4年7月1日制定）に基づき、再生資材の積極的な利用を行うものとする。

3 建設副産物の処理については、「建設副産物適正処理実施要領」（平成10年3月15日制定）に基づき、有効利用及び適正処分の徹底を図るものとする。

（建設資材）

第9 1 再生建設資材の利用を促進するため、率先的に利用する。

2 工事で使用する土砂（補足土）、砂、碎石及び加熱アスファルト混合物等については、数量の多少に関わらず、原則として、再生資材を使用する。

3 「広島県登録リサイクル製品使用指針」（平成16年10月1日制定）に基づき、供給量、品質等を考慮して順次、登録リサイクル製品の使用を指定するものとする。また、指定した以外の登録リサイクル製品についても、使用に努めるものとする。

4 受注者が主要資材を購入する場合は、極力、県内業者から購入するものとする。

（用地取得事務）

第10 用地取得事務に当たっては、「公共用地取得促進プログラム」（平成18年3月7日制定）の趣旨に基づき事業効果の早期発現と説明責任の向上に努めるものとし、事業の円滑な執行を図るため、次のことに留意のうえ、計画的かつ適正な用地取得を行うものとする。

① 用地取得は、原則として工事実施の前年度までに行うものとする。

② 特に、重要な事業については用地取得工程管理計画を策定し、適正な用地保有量の確保に努め

るものとする。

- ③ 取得済みの用地の状況を把握し、一連区間として事業効果が早期に発揮できるよう、用地取得マネジメントのPDCAサイクルにより、用地取得工程管理計画を適宜見直して、計画的な用地取得に努めるものとする。
- ④ 事業認定適期申請ルール及び裁決申請適期申請ルールに基づき、土地収用法を積極的に活用するものとする。
- ⑤ 市町と緊密な連携をとるとともに、先行取得制度の活用を図るものとする。

（工事等の進行管理）

第11 工事等の進行管理については、「土木建築事業進行管理実施要領」（昭和53年4月1日制定）に基づき、特に次に留意のうえ、適切に行うものとする。

- ① 地方機関の長は、「地方機関事業調整会議」等で、事業の進捗状況や措置すべき課題等を的確に把握するとともに、場合によっては執行計画の見直し等の措置を講じ、年度内完了を図るものとする。
- ② 本庁各課は、「事業調整会議」等による進行管理を厳密に行うとともに、問題箇所の処理方を早期に決定し、事業の円滑な執行を図るものとする。
- ③ やむを得ない事由により年度内完了の見込みが立たない場合は、翌年度に繰り越す等、所定の手続を取るものとする。

（電子調達の推進）

- 第12
- 1 事業の発注手続の効率化等を推進するため、電子入札システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。
 - 2 事業成果の電子納品については、利活用を進めるうえで必要となる保管管理システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。
 - 3 事業執行の電子化を推進するため、情報共有システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。

（測量等事前調査）

第13 公共事業の測量等の実施に当たっては、事前調査費を活用し、翌年度以降の新規採択見込みの事業は、公図、権利関係調査を、また用地取得が見込まれる事業は、用地平面図等関連図面の作成を前年度までに完了するものとする。

（建設工事に係る入札・契約制度）

- 第14
- 1 入札・契約に関する情報については、「適正化法」等を踏まえ、適切に公表する。
 - 2 透明性・競争性の確保を図るため、請負対象設計額1,000万円以上のすべての工事について、原則として一般競争入札によるものとする。ただし、請負対象設計額3億円未満の災害復旧工事については、指名競争入札によることができるものとする。
 - 3 入札参加資格要件を設定する場合は、「一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）」等により、施工能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行うものとする。
 - 4 中小建設業者の受注機会の確保について、次のことに留意のうえ、十分配慮するものとする。
 - ① 指名競争入札の指名に際しては、県内建設業者を積極的に指名すること。
 - ② 受注者が下請業者を使用する場合は、原則として県内業者とし、やむを得ず県外業者を下請負人とする場合は、災害復旧工事を除き、あらかじめ理由書を提出させること。
 - 5 工事成績条件付一般競争入札は、優良な県内企業の受注機会の確保を図ることを目的とし

ており、その趣旨に十分留意のうえ適切に適用する。

- 6 価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換を促進するため、総合評価落札方式による入札を推進する。
- 7 「県内建設業者の合併等に関する特例要綱」（平成15年6月1日施行）による入札参加資格審査や受注機会の確保等の特例措置により、県内建設業者の合併等の促進を図る。
- 8 大規模工事（請負対象設計金額5億円以上）においては、予定価格事後公表、低入札価格調査制度、入札ボンド制度及び特定建設工事共同企業体制度により、適正な見積り競争の促進を図る。
- 9 平成30年7月豪雨災害工事を円滑に進めるため、次のことに留意する。
 - ① 発注に当たっては、近接する複数工事の一括発注による発注件数の抑制に努めること。また、この場合には、「施工箇所が点在する工事の積算」により、適切に積算を行うこと。
 - ② 第4四半期に指名・公告を行う案件については、「工事着手日選択型契約方式」の適用について検討すること。
 - ③ 遠隔地からの労働者や資材調達に係る経費について、適切に設計変更を行うこと。

（測量・建設コンサルタント等業務に係る受注者の指名等）

- 第15 測量・建設コンサルタント等業務の発注に際しては、「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱」（平成11年4月1日制定）に定める基準を遵守し、委託業務の適正な実施を確保するための執行能力を重視するなど、その目的と内容に適した業者を厳正に選定するものとする。

（受注者の指導）

- 第16 適正化法第3条の規定に基づき、不良不適格業者の排除を推進し、公共工事の適正な施工を確保するため、厳正に受注者を指導するとともに、次の事項に重点的に取り組むものとする。
- ① 受注者の技術者の専任制及び一括下請負等の排除を徹底するため、発注者支援データベースシステムを十分活用するとともに、適切に施工体制等の立入り点検を行うものとする。また、専任等の把握に違反がある場合には措置請求を行うとともに、是正が認められない場合には、工事の一時中止又は指名除外等、建設業者に対して厳正な対応を行うものとする。
 - ② 県発注工事における適正な施工の確保を図るとともに、下請・資材業者へのしわ寄せを防止するため、低価格入札により落札した工事について、工事中の施工体制等の確認や下請・資材業者への代金の適正な支払状況の確認を徹底する。
 - ③ 地域の優良な企業の適正な受注機会を確保するため、契約の締結に際し専任技術者の配置状況等の営業実態について確認できる資料の提出を求めることにより、稼働実態のない営業所（いわゆる「名ばかり営業所」）の排除を徹底する。
 - ④ 低入札価格調査制度により契約した工事及び県外業者を下請負人とすることを承認した工事については、適正な施工を確保するため、施工体制等立入り点検により主任（監理）技術者の現場専任や施工への実質的な関与等の施工体制の点検を徹底する。

（計画的な維持管理）

- 第17 「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と主要な施設毎の「修繕方針」に基づき、アセットマネジメントを活用した施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や修繕費の平準化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理を実施する。

（社会保険等未加入対策）

- 第18 1 建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入促進を図り、技能労働者の労働環境の改善を図るため、県発注工事における社会保険等未加入対策を行う。

- 2 受注者から提出された施工体制台帳で、二次以降を含む全ての下請業者について社会保険等に未加入であることを確認した場合、発注者から建設業許可行政庁へ通報するものとする。
- 3 受注者が社会保険等未加入建設業者を下請負人としたことが判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、受注者に対して、違約金請求、指名除外、指名除外に伴う工事成績評定点の減点を行う。

ただし、一次下請業者については、特別の事情がある場合においても、指定期間内に社会保険等への加入を義務付ける。

(暴力団等排除及び不正行為対策)

- 第19
- 1 公共工事等に対する暴力団等の不当介入・不当要求に対しては、受注者が適切に対応できるよう警察本部との連携を緊密にして指導等を行うとともに、極力、契約締結営業所等への不当要求防止責任者の配置を求め、責任者講習を受講させることとする。
 - 2 暴力団排除を徹底するため、暴力団関係企業であることが判明するなどした場合には、約款及び特約事項により、当該業者が県発注工事等の施工等のために必要な契約を締結することができないよう措置するとともに、発注者から建設業許可行政庁へ通報するものとする。
 - 3 談合情報に対しては、「談合情報対応マニュアル」(平成6年8月31日制定)及び「談合に関する情報の信ぴょう性等の判断基準」(平成15年4月1日制定)によりの確に対応するとともに、公正取引委員会及び警察本部に適切に通報するものとする。
 - 4 県発注工事等に係る入札・契約事務に関する外部からの働きかけ及び情報提供要求に対しては、「建設工事等の入札・契約事務に関する外部からの働きかけ等への対応要綱」(平成25年2月8日制定)によりの確に対応するものとする。

(環境配慮の推進)

- 第20 公共事業の実施に当たり、率先して環境配慮に努めるため、「広島県環境配慮推進要綱」(平成15年4月1日施行)に基づき、公共工事の計画段階から工事段階に至る全ての段階において、環境配慮指針に留意し、自主的に環境配慮を行う。

(引継事務)

- 第21 適正な公物管理の推進を図るため、「広島県の施行する公共事業に伴う管理事務引継処理要領」(平成5年4月1日施行)等の規定に基づき、管理部門との連絡調整を緊密に行い、公共施設の管理事務の引継ぎが円滑に行われるように適切に処理するものとする。

令和元年5月発行

土木建築行政の概要

作製 広島県土木建築局

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

TEL 082-228-2111 (代表)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp>
